

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西尾市	三和地区(三和集落) 高落町、新村町、東浅井町、西浅井町、 小島町、米野町、江原町、和気町、大和 田町、高河原町、岡島町、尾花町、下永 良町、上永良町、貝吹町、上羽角町、下 羽角町	令和5年3月23日	令和4年3月22日

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	510.8 ha
②地区内における中心経営体を含む担い手農業者の農地面積の合計	305.0 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地面積の合計	- ha
④地区内における60才以上の農業者の自作農地面積の合計	- ha
i うち後継者がいる農業者の自作農地面積の合計	- ha
ii うち貸出意向のある農業者の自作農地面積の合計	- ha
⑤地区内において中心経営体を含む担い手農業者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(備考) 地区の耕地面積の内、中心経営体を含む担い手農業者が継続的に営農をおこなう見込み農地が過半以上のため、既に実質化されていると判断した地区	

2 対象地区の課題

本地区における営農活動を行う農業者はある程度確保されている。 今後も中心経営体を含む担い手農業者が、継続的に営農をおこなう見込み農地の集積を進める必要がある。 面積の小さい畑や作業の便が悪い耕作地等の借り手がないことから、耕作放棄地面積が多くなり環境維持が難しくなっている。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区の農地利用は、ブロックローテーションを中心とした土地利用型農業と施設園芸農業、茶専作農業を並立し、地区全体で農地の有効利用を図る。特に麦、大豆においては、地域で協力し大規模かつ効率的に作業することを目指す。そのために地区の中心的となる経営体へ利用集積を更に進める。
--

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・麦・大豆	10400a	水稻・麦・大豆	12000a	三和集落他
認農	B	水稻・麦・大豆	3800a	水稻・麦・大豆	5300a	三和集落他
認農	C	水稻・麦・大豆	2000a	水稻・麦・大豆	3100a	三和集落他
認農	D	施設野菜	94a	施設野菜	100a	三和集落
認農法	E	水稻・麦・大豆	9700a	水稻・麦・大豆	12000a	三和集落
認農	F	水稻・麦・大豆	2400a	水稻・麦・大豆	2600a	三和集落他
認農	G	水稻・麦・大豆・施設野菜	2500a	水稻・麦・大豆・施設野菜	4000a	三和集落
認農法	H	茶専作	928a	茶専作	1000a	三和集落他
認農	I	施設花き	40a	施設花き	40a	三和集落
認農法	J	水稻・麦・大豆 露地野菜	3500a	水稻・麦・大豆 露地野菜	5000a	三和集落他
認農	K	水稻・麦・大豆	5500a	水稻・麦・大豆	7000a	三和集落他
認農	L	水稻・麦・大豆	5000a	水稻・麦・大豆	7000a	三和集落他
認農	M	施設野菜 露地野菜	70a	施設野菜 露地野菜	80a	三和集落
認農	N	施設花き	30a	施設花き	30a	三和集落
認農	O	水稻・麦・大豆	8600a	水稻・麦・大豆	9000a	三和集落他
認農	P	水稻・麦・大豆	9200a	水稻・麦・大豆	10000a	三和集落他
認農	Q	水稻・麦・大豆	4800a	水稻・麦・大豆	5600a	三和集落他
認農	R	施設花き	40a	施設花き	40a	三和集落
認農	S	水稻・麦・大豆	6400a	水稻・麦・大豆	7900a	三和集落他
認農	T	水稻・麦・大豆	5400a	水稻・麦・大豆	8000a	三和集落他
認農	U	施設野菜	45a	施設野菜	75a	三和集落
認農	V	施設野菜	35a	施設野菜	35a	三和集落
認農	W	緑化木	121a	緑化木	150a	三和集落他
その他	X	水稻	438a	水稻	450a	三和集落他
認就	Y	施設野菜	10a	施設野菜	15a	三和集落

(参考)中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
認農	Z	茶専作	330a	茶専作	350a	三和集落他
認農	AA	水稻・麦・大豆	17300a	水稻・麦・大豆	19000a	三和集落他
認農	AB	施設野菜	27a	施設野菜	27a	三和集落
計	28人					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、それ以外の中心経営体は「その他」と記載しています。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在から概ね5～10年後の意向を掲載しています。

注3:「経営面積」欄には、対象地区内における中心経営体の経営面積ではなく、西尾市内全体地区における経営面積を記載しています。

注4:農業を営む範囲に記載のある集落の後に「他」がつく農業者は、他地区においても中心経営体として、記載をしています。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○ 農地の貸付け等の意向

アンケートによる貸付け等の意向を確認していない。

○ 農地中間管理機構の活用方針

- ・地区として、農地の集積・集約に取り組む場合は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。